

経験者も必要

労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく

「テールゲートリフターの操作」特別教育 (学科のみ:半日コース)

一般社団法人 足利労働基準協会

日頃より、当協会の運営に特段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

ご案内のとおり、労働安全衛生規則が改正され、令和6年2月1日から、テールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業は、作業経験の有無にかかわらず、特別教育を修了した者でなければ行わせることができません。

つきましては、この機会に該当する従業員の方に受講していただくようご案内いたします。

なお、今回の講習は「学科」だけとなりますので、「実技(2時間)」はそれぞれの事業場でお願いします。(学科だけでは、特別教育の修了とはなりませんのでご注意ください)

※実技を含む特別教育は「わたらせ技能講習センタ(八柵町 90-2080)」で実施していますので、お問い合わせください。

【教育内容(科目の省略はありません)】

- (1) テールゲートリフターに関する知識(構造・点検・整備など) 1.5h
- (2) テールゲートリフターによる作業に関する知識(荷の取り扱い・保護具の着用・災害防止など) 2h
- (3) 関係法令 0.5h

記

- 1 日時 令和6年6月21日(金) 13:00~17:30
- 2 会場 地場産業振興センター 大会議室(足利市田中町 32-11)
- 3 受講料 9,900円
※会員以外の方は、規定の金額に手数料として 3,300円が加算されます。
※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています。
- 4 申込期間 令和6年4月1日(月)~6月7日(金) 定員30名
- 5 申込方法 ホームページから直接お申し込みください。

※ 実技教育で実施する事項については、学科教育の中で説明します。

【お問い合わせ】

一般社団法人足利労働基準協会事務局

Tel73-6660 Fax73-9555

実技教育の記録簿(記入例)

テールゲートリフター操作 実技教育実施記録簿		講師(担当) 印	所属長 印
事業所名	〇〇〇〇産業株式会社		
対象者	〇〇〇〇		
講師(担当)	氏名 ×××× 資格 当社でテールゲートリフター操作の業務経験△年 テールゲートリフター操作特別教育修了		
教育内容	① テールゲートリフターの点検 【実施日時】 2024年×月×日(×) 〇時〇分から〇時〇分 (1時間) 【実技内容】 保護具の着用、テールゲートリフターの状態確認と作動確認 ② テールゲートリフターの操作 【実施日時】 2024年×月×日(×) 〇時〇分から〇時〇分 (1時間) 【実技内容】 昇降版の操作、ロールボックスパレット(荷)の扱い方		

- 1 講師は、社内の経験者(テールゲートリフター特別教育修了者等)で差し支えありません。
- 2 実技は必ず2時間以上実施してください。(複数人が同時でも可)

足利労働基準協会が発行する「特別教育受講修了証」が必要な場合は、学科教育でお渡しする「学科教育受講証明書」と「実技教育実施記録簿」のコピーを協会事務局まで提出してください。